

第3次下呂市行政改革 重点取組

※ カッコ書き(【】)の番号は第3次下呂市行政改革実施計画の項目番号を示しています。

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
市の将来像		基本理念策定【No104】 実施プログラム策定【No12】	市の将来像				
行政運営理念と行政運営		行政運営理念策定 財政運営指針の策定【No56】 歳入に見合った財政計画の策定【No55】	行政運営理念	部局運営方針・目標【No99】			
				PDCAサイクルによる実施・評価検証・見直し			
			事務事業評価制度導入の検討、実施【No13】 行政改革推進体制の構築、推進				
地域経営と組織改革		6人	地域力向上支援員 設置【No85】 (地域力向上支援員:市民のまちづくり活動の支援に特化した職員)				庁舎の一本化【No52】
		20部61 645人	地域づくり推進委員会 設置(各地域)【No85】				11部42課 601人
		20部58課 634人	19部51課 630人	14部47課 622人	14部47課 614人	14部42課 608人	
			事務局機能の市民移管【No21】、地域一括交付金制度の創設【No40】、振興事務所業務の本課移行【No76】、部局の権限と責任の見直し【No74】 市民コミュニケーションシステムの構築(市民モニター、地域懇談会設置)【No71】				

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
公共施設の見直し	368施設	継続的な公共施設の見直し【№50】					
		<p>【方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①市が直接管理する必要があるものは、引き続き存続する。 ②民間経営手法の導入により効率的・効果的な経営が可能な施設は、指定管理者制度を導入する。 ③近隣の類似施設と統合した方が効率的な運営ができるものは、統合する。 ④利用者が特定の地域に偏っているものは、譲渡する。 ⑤民間等により類似のサービスが提供されている施設で、市が直接管理する必要性が薄れたと判断されるものは、民営化する。 ⑥税金を投入してサービスを提供することがふさわしくなく、役割を終えた施設については廃止する。 					

Step1

変革の方向性を明確にする期間

Step2

方向性に沿って取組みを実施する期間